都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業

条　件　提　示　書

令和６年10月

長 野 市

目　　次

Ⅰ　本書の定義と事業概要　・・・・・・・・・・１

1　本書の位置付け　・・・・・・・・・・　1
2　技術提案に関する基本事項　・・・・・・・・・・　1
3　業務内容　・・・・・・・・・・　1
4　事業期間　・・・・・・・・・・　2
5　リスク分担について　・・・・・・・・・・　2

Ⅱ　橋梁架け替えに関する事項　・・・・・・・・・・３

1　基本要件　・・・・・・・・・・　3
2　施工計画策定に関する留意点　・・・・・・・・・・　4
3　適用基準等　・・・・・・・・・・　6
4　設計業務特記仕様　・・・・・・・・・・　7
5　建設工事特記仕様　・・・・・・・・・・　9

Ⅲ　添付資料

資料１　事業位置図
資料２　相生橋全体一般図（既設橋）
資料３　相生橋車道橋一般図（既設橋）、相生橋歩道橋一般図（既設橋）

Ⅰ　本書の定義と事業概要

１ 本書の位置付け

本書は、長野市が、「都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業」（以下、「本事業」という。）を実施する共同企業体（以下、「事業者」という。）を選定するために公告する「都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業 公募型プロポーザル 実施要領」と一体のものであり、本事業において仕様の前提となる条件を提示して、募集に参加する事業者の提案に具体的な指針を与えるものである。

２ 技術提案に関する基本的事項

（１）技術提案の範囲は、工事目的物の構造及び施工方法とする。

（２）事業者は、本事業に関連する資料で示される条件を満たし、積極的に創意工夫を発揮して、耐久性、維持管理性、耐震性、景観、施工性、経済性等の観点を踏まえた構造及び施工方法の提案を行うこと。

（３）提案する施工方法等は、理論的な妥当性を有する手法、実験等による検証がなされた手法等適切な知見に基づいたものとする。

（４）提案内容は、多種多様な構造及び各社独自の高度で専門的なノウハウ・施工方法の中から、最も優れた提案技術をもつ事業者を選定するための「案」であり、提案した内容は設計業務の過程において長野市との協議により変更が生じる可能性がある。

３　業務内容

（１）設計に関する業務

ア	橋梁上部工	一式
イ	橋梁下部工	一式
ウ	仮設道路（必要に応じて）	一式
エ	仮橋（必要に応じて）	一式
オ	測量業務	一式
カ	地質調査業務	一式
キ	橋梁添架物移設計画	一式

（２）工事に関する業務

ア　橋梁上部工　　一式

イ　橋梁下部工　　一式

ウ　構造物撤去工　　一式

エ　道路付属物工　　一式

オ　仮設工　　一式

４　事業期間

設計に関する業務の契約日から、工事検査期間を含め令和 13 年３月までとする。

ただし、設計業務の期限は令和８年３月 31 日とし、工事の品質管理と安全管理を満たした上で、可能な限り事業期間を短縮する。

５　リスク分担について

次の項目に係るリスクは事業者の負担とし、その他については協議により負担割合を決定する。

（１）技術特性

技術提案を履行する上で生じる施工方法や調査・設計項目、工事項目の増加

※事前調査や関係機関協議等の結果、当初要件と相違が生じた場合は別途協議する

（２）社会条件

ア　工事にあたって、計画していた仮囲い、誘導員や資材置場など仮設計画の変更

イ　近接の建築物及び構造物への工事による損害及び復旧

ウ　周辺住民に対する騒音・振動の配慮、周辺水域環境に対する水質汚濁への配慮

エ　一般道路を利用しての資機材等の搬入・搬出の制約

（３）マネジメント特性

ア　設計から施工完了までの全体工程管理

イ　各種許認可や計画通知取得等の遅れに関する工事費の増加

（４）その他

ア　応募費用に関するもの

イ　設計、積算の間違いによる設計・工事内容の変更

ウ　その他契約不履行に関するもの

Ⅱ　橋梁架け替えに関する事項

１　基本要件

（１）道路条件

道路基本条件は下記とする。

構造規格：第４種第２級

幅員構成：歩道3.0m+路肩0.5m+車道3.0m+右折車線3.0m+車道3.0m+路肩0.5m+歩道3.0m
=有効幅員16.0m

平面線形：R=∞

縦断線形：提供資料参照

横断勾配：車道1.5%両勾配

※都市計画変更を伴わない計画とすること

（２）橋梁条件

橋梁基本条件は下記とする。

活 荷 重：Ｂ活荷重

重 要 度：Ｂ

耐震性能：耐震性能１（レベル１地震動）
耐震性能２（レベル２地震動）

添 架 物：後出一覧表参照

斜　　角：θ＝84°40’31”

平面線形：R=∞（現位置での更新）

温度変化：寒冷地

（３）河川条件

河川条件は以下を基本とし、設定の際は河川管理者と協議のうえ決定する。

河 川 名　：信濃川水系一級河川裾花川

砂防指定　：なし

管 理 者　：長野県

計画規模　：1/100年

計画流量　：Q=600m3/s

河床勾配　：1/170

余 裕 高　：1.0m

堤 防 幅　：4.0m

計画河床高：EL.364.71（下流端）

計画高水位：EL.367.88（上流端）

計画堤防高：EL.369.75（上流端）

（４）地盤定数

過去の地質調査報告書より以下を想定しているが、本事業でも地質調査を実施して確認すること。

地質想定縦断図

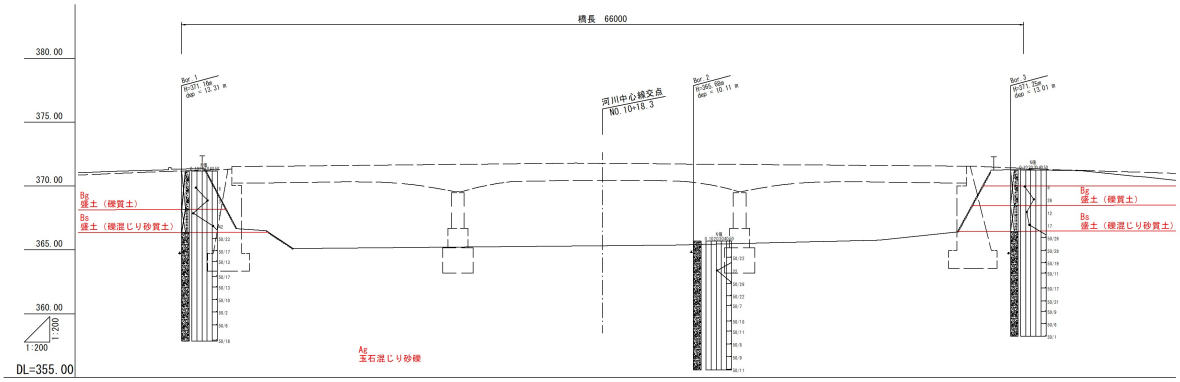

地質定数一覧表

層区分（記号）	主な層相	設計Ｎ値	単位重量〈水中〉（kN/m3）	せん断強度定数 粘着力（kN/m2）	せん断抵抗角（°）	変形係数 E0・α（kN/m2）	透水係数 K（m/sec）
盛土（礫質土）Bg	砂礫 シルト混じり砂礫	８	２０	０	３３	22,400	－
盛土（砂質土）Bs	礫混じり砂	３	１９	０	２７	8,400	－
氾濫原又は扇状地堆積物 Ag	玉石混じり砂礫	５０	１８．１	４	４１	258,500	2.88E-03

２　施工計画策定に関する留意点

本事業は、一級河川裾花川に架かる老朽化した橋梁を、現位置で架け替えるものであり、以下の項目に留意した施工計画の策定が必要である。

（１）河川区域内における条件

ア　河川区域内の施工になるため、関係法令等をもとに施工計画を提案すること。

イ　河川区域内における施工は非出水期（11月～５月）に限定。ただし、橋面上及び計画高水位以上の高さに設置された足場内における河川を使用しない工事は通年で施工可能。

ウ　河川占用等の関係機関（長野県、裾花ダム、裾花漁協組合等）の許可が得られる提案を行うこと。

エ　河川内を土嚢等により瀬替えする場合、出水期には従前の状態に戻しておくことを条件に、河川内土砂を流用して良い。

（２）陸上における条件

ア　河川保全区域内の施工を含むため、関係法令等をもとに施工計画を提案すること。

イ　本橋梁は通学路に指定されているため、歩行者用通路を確保した計画とすること。

ウ　道路規制を伴う施工においては、極力、交通を確保した計画とすること。

エ　提供資料に示す用地は、施工ヤード等の工事用地として想定しており、地権者の理解をおおむね得ている。提案する施工に必要となる場合は、借地契約等全て長野市が行うことを予定している。

（３）占用物件について

ア　占用物が多数添架されており、関係占用者と協議のうえ、安全性、経済性、占用者による移設工事期間等を考慮して、施工計画を提案すること。

イ　橋梁前後の道路は電線共同溝整備が予定されており、地下埋設物も多数存在することから、管路施設の切り替えと交通の切り回しも考慮すること。

ウ　移設工事等は、長野市から占用者へ依頼する。

エ　作業効率を考慮して、既設添架管の撤去は旧橋撤去工と併せて本事業で行うことを想定しており、新橋添架及び（必要であれば）仮設配管は占用者が行うことを想定している。

オ　占用物件の移設費用は、長野市が各占用者に補償費を支出することから本提案の対象外となるが、経済性検討にあたっては、工事費のみならず移転補償費を含めた、総事業費を考慮し提案を行うこと。

【相生橋添架管】

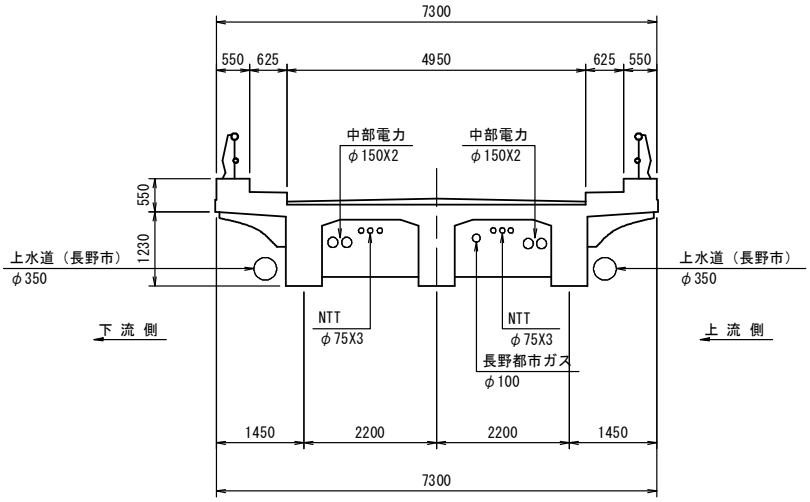

【相生橋歩道橋添架管】

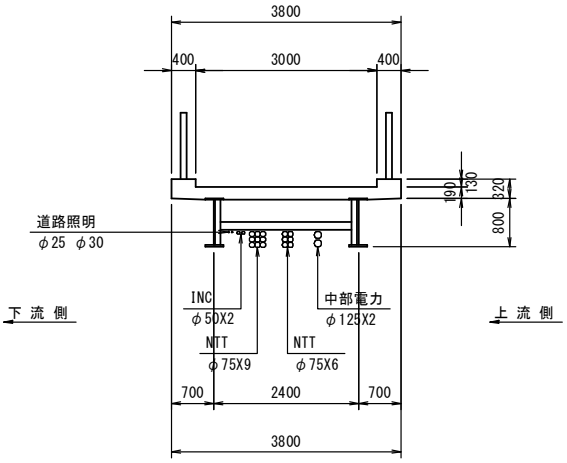

【新橋添架予定している占用管】

添架業者	条数	入線	管径（ｍｍ）	ｍ当たり（ｋＮ／ｍ）
水道局	1	1	５００	２．４０
中部電力	5	4	１５０	０．６３
	4	3	１２５	０．８２
ＮＴＴ	１２	7	１００	４．３５
都市ガス	1	1	１５０	０．３６
ＩＮＣ	2	2	７５	０．１２

（４）近接構造物について

本事業に近接する裾花川右岸の送電施設への影響を把握するとともに、その安全を確保するための対策及び施工管理を確実に行い、事故の発生を防止しなければならない。

（５）その他の留意事項

ア　夏目ヶ原浄水場への維持管理車両の運行に配慮すること。

イ　高欄・照明・融雪対策（歩道部）等の付属施設の詳細設計は、設計業務委託において実施するものとし、技術提案項目に含めない。

ウ　事業場所周辺には裾花川を伏越している水道管があり、地下埋設物資料（提供資料）を十分確認のうえ、支障とならない施工計画を提案すること。

エ　橋梁左岸側交差点には信号機が配置されており、移設・復旧等を考慮した施工計画を提案すること。なお、移設工事等は、長野市から公安委員会へ依頼する。

オ　気候変動の影響を考慮した治水計画の見直しに配慮すること。

３　適用基準等

関係法令・条例に適合するとともに、以下に掲げる仕様書等の最新のものに適合すること。

（１）道路構造令の解説と運用　（公社）日本道路協会　令和３年３月

（２）道路橋示方書・同解説Ⅰ共通編　（公社）日本道路協会　平成 29 年 11 月

（３）道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編　（公社）日本道路協会　平成 29 年 11 月

（４）道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編　（公社）日本道協会　平成 29 年 11 月

（５）道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編　（公社）日本道路協会　平成 29 年 11 月

（６）道路橋示方書・同解説Ⅴ耐震設計編　（公社）日本道路協会　平成 29 年 11 月

（７）鋼道路橋設計便覧　（公社）日本道路協会　令和２年９月

（８）鋼道路橋施工便覧　（公社）日本道路協会　令和２年９月

（９）コンクリート道路橋設計便覧　（公社）日本道路協会　令和２年９月

(10) コンクリート道路橋施工便覧　（公社）日本道路協会　令和２年９月

(11) 道路橋支承便覧　（公社）日本道路協会　平成 30 年 12 月

(12) 鋼道路橋防食便覧　（公社）日本道路協会　平成 26 年３月

(13) 鋼道路橋疲労設計便覧　（公社）日本道路協会　令和２年９月

(14) 道路橋床版防水便覧　（公社）日本道路協会　平成 19 年３月

(15) 防護柵の設置基準・同解説　（公社）日本道路協会　令和３年３月

(16) 車両用防護柵標準仕様・同解説　（公社）日本道路協会　平成 16 年３月

(17) 橋梁撤去技術マニュアル（第６回改訂版）　北陸橋梁撤去技術委員会　令和４年３月

(18) コンクリート標準仕様書（基本原則編）　（公社）土木学会　2022 制定

(19) コンクリート標準仕様書（設計編）　（公社）土木学会　2022 制定

(20) コンクリート標準仕様書（施工編）　（公社）土木学会　2023 制定

(21) コンクリート標準仕様書（維持管理編）　（公社）土木学会　2022 制定

(22) コンクリート標準仕様書（規準編）　（公社）土木学会　2023 制定

(23) 改定　解説・河川管理施設等構造令　（公社）日本河川協会　平成 12 年１月
(24) 河川堤防の構造検討の手引き（改訂版）　（財）国土技術研究センター　平成 24 年２月
(25) 河道計画検討の手引き　（財）国土技術研究センター　平成 14 年２月
(26) 河川砂防技術基準調査編　国土交通省　水管理・国土保全局　令和５年 10 月
(27) 仮締切堤設置基準（案）　国土交通省　水管理・国土保全局　令和６年３月一部改正
(28) 長野県土木設計基準　長野県建設部　平成 26 年 11 月
(29) 長野市建設工事共通仕様書
(30) 長野市測量調査等共通仕様書
(31) 長野市土木工事施工管理基準

※上記（29）～（31）の仕様書等については、長野市のホームページよりダウンロード可能。また、上記仕様書等に記載されていない事項について疑義が生じた場合には、監督員と協議すること。

４　設計業務特記仕様

（１）適用

この仕様書に定められるほかは、以下の関係法令等によるものとする。

ア　長野市測量調査等共通仕様書
イ　長野県土木設計基準
ウ　その他関係技術指針

（２）技術提案

事業者は、技術提案書等に記載した内容について遵守すること。ただし、技術提案内容の履行に際しては、各技術提案の履行前に市の承諾を得ること。なお、承諾を得られなかった場合及び実施設計における条件等の変更により、技術提案内容が履行できない場合は、同等の代替案を提示すること。

（３）契約変更

契約変更に関する取扱いについては以下のとおりとする。

ア　実施設計にあたっては、追加の調査工等が必要となった場合は提案すること。この場合、調査工等の追加について別途指示する。また、これに伴う費用は契約変更協議の対象とする。
イ　前項の追加調査工等の結果又は関係機関協議の結果、実施設計内容の追加・変更が生じる場合がある。この場合、実施設計の追加・変更内容について別途指示する。また、これに伴う設計費は契約変更協議の対象とする。
ウ　実施設計にあたっては、関係機関協議等の結果により条件が変更された場合は、これに伴う契約工期は延伸する場合がある。

（４）秘密の保持

事業者は、委託内容及びその成果について、長野市の了解を得ずに第三者に知らせて

はならない。

（５）紛争等の防止

ア　測量、調査等のため第三者の土地に立入り、また一般の交通に支障を及ぼす等、第三者に損害を与えるおそれのある場合は、予め監督員と細部にわたって打合せを行うこと。また、監督員の承諾なくして第三者に損害を与えた場合は、事業者において解決するものとする。

イ　測量等で必要な立入り期間等については､事前に区長等代表者と協議の上､関係者、地権者、権利者へ周知を徹底すること。また、事業についてこの業務が原因で紛争等が生じないよう十分注意すること。作業内容が原因で紛争が生じた場合は、監督員と協議の上、事業者の責で解決に努めること。

（６）官公庁への手続き

業務実施のため､必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは､監督員と打合せの上、事業者の負担において迅速に処理しなければならない。また、交渉を要するとき又は受けたときは、遅滞なく監督員に申し立て協議すること。

（７）その他

重要点については写真撮影を実施し、平面図に撮影方向等明示のうえ提出すること。なお、重要点とは境界点、基準点、ＢＭ、引照点及び設計条件となる箇所等とする。

（８）検査等

ア　業務着手時及び成果品納入時は、原則として管理技術者が立ち会うこと。

イ　業務中の中間検査は適宜行い、竣工検査は原図を対象として行う。

ウ　他官公庁との協議録には、内容について相手方からの確認印またはサインで確認を得るものとする。

エ　その他不明な点や現場により設計条件と異なる場合には、監督員と協議するものとする。

（９）成果品の提出

成果品は紙製本２部及び電子データ１部を提出すること。また、その他必要な書類については別途指示する。

(10) 長野市公共工事率先実行計画

本業務は、長野市の環境方針に定める「環境に配慮した公共工事、廃棄物処理等の事業活動を実践し、環境保全並びに汚染の予防」を達成するための「長野市公共工事率先実行計画」を環境側面の管理に適用する。長野市は、環境方針の中で公共事業に関して､｢自然や地球環境を良好なものとして将来に引き継ぐとともに持続的発展が可能な社会を作り上げていくため環境に配慮した公共工事を実施し、環境保全並びに汚染の予防に努める」としている。工事の設計にあたっては、このことを十分理解し設計書および共通仕様書により指示されていることのほか､環境に配慮した材料の使用、

廃棄物の発生抑制、アイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機械の使用、工事従業員への教育など、工事中の影響を極力少なくなるような設計とするよう配慮すること。

５　建設工事特記仕様

（１）工程・準備関係

ア　工事着手前に関係者（機関、地権者、権利者等）へ連絡、周知徹底すること。工事説明会は地区毎に予定しており、準備等協力すること。

イ　起工測量：長野市建設工事共通仕様書 土木工事編 第１編共通編 １－１－１－５，１－１－１－１０，１－１－１－４３ による。

ウ　工事着手前に地下埋設物等の支障物件について調査し報告すること。なお、工事に支障がある場合は施工方法、工程等について別途協議する。

エ　施工時期及び施工時間の変更：長野市建設工事共通仕様書 土木工事編 第１編共通編 １－１－１－４２による。

（２）用地関係

ア　着手前には、区長、地権者、権利者等の確認をし、工事着手までに相当な周知期間を用意し、工事内容等の説明を行い理解を得ること。

イ　用地ぐいは、工事に支障となる際は、にげをとり、地権者との確認立会を行ってから移動させること。

（３）公害・環境対策関係

ア　工事及び工事車両による大気の汚染などは、アイドリングストップによるＣＯ２の発生の抑制等、創意工夫をし、地球環境に配慮し実施すること。

イ　騒音等は、極力低減させる処置を講ずること。

ウ　建設機械については、排出ガス対策型の使用を原則とする。

エ　残土等の搬出による路面汚損、粉塵対策については、常に監視をし、清掃・散水等により受注者の責により対応すること。

オ　現場内にクリーンボックス・灰皿立等を設置し、空缶・ゴミなどを散乱させたり、たばこの吸い殻を投げ捨てたり等は絶対にせず、工事現場を含め周辺環境の美化に努めること。

（４）安全対策関係

長野市建設工事共通仕様書 土木工事編 第１編共通編 １－１－１－３２による。

（５）工事用道路関係

ア　工事による道路使用にあたっては、一般車両や歩行者の安全性・通行性を確保することを原則とするが、地形上やむを得ない場合は監督員と協議のうえ、全面通行止めでの施工も可能とする。

イ　小学生児童の通学路かどうかを小学校に確認し、やむを得ず使用する場合は、学校関係者と協議の上、安全を確保すること。

（６）仮設関係

資材置き場等の仮ヤードとして、民地を借用する場合は、地権者の理解及び同意を得てから使用すること。また、工事終了後は現状復旧することを原則とし、トラブルの無いようにすること。

（７）残土・産業廃棄物関係

ア　残土の搬出時には、運搬車両の車輪等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、当該工事が原因で一般道を破損及び汚損した場合は、事業者の責により処理すること。

イ　残土及び建設副産物の処理については、別表１のとおりとし、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。また、受け入れ先、発生量、予期しない廃棄物の処理などの状況により、別表１に掲げる条件での処理が困難な場合、監督員との協議により変更の対象とする。

ウ　残土処理に起因し発生した、地権者等の紛争及び地滑り、崩落等の問題については事業者の責により、解決を図ること。

エ　産業廃棄物搬出について、「建設廃棄物処理委託契約書（写）」、「許可書（写）」は施工計画書に添付し、「建設廃棄物系マニュフェスト」若しくは「マニュフェスト集計表」は竣工書類に添付し提出すること。

オ　施工計画書に再利用促進計画書、竣工書類に同実施書を添付し提出すること。実施書についてはデータで提出すること。

カ　泥土が発生すると予測された場合は、掘削搬出前に監督員に届け出協議してから処理すること。

キ　残土、アスファルト殻、コンクリート殻等を施工都合上、一時仮置きする場合は、仮置き場地権者、権利者の了解を得るとともに、必要な定められている仮囲い、看板等を設置するなど必要な措置をとり、監督員に協議書で提出すること。

別表1

残土処分

処分方法	埋め立て受入地への処理、現場内処理除外
残土受入地での整地等	任意
処分先（参考）	栄和土木(株)
所在地（参考）	長野市上ケ屋字強力坂27
運搬距離（参考）	9.0km以下

※想定する処分先であり指定するものではない。

残土（発生土）の処分について

（１）処分(搬出)先について、監督員が処分先の変更を指示したときは、それに従うこと。

（２）施工計画書に処分計画（処理方法（場所・形状等）、排水計画、場内維持等）を記載すること。

（３）当初の想定より劣悪な発生土が確認され、工事間流用ができない、また、想定の処分先では受入れ不可のときは、変更協議の対象とする。

（４）処分先を想定し処分(受入れ)費を計上していたものについては、現場周辺に無償での受入れ地がないか検討すること。また、受け入れ地があった場合や自社処分の場合は変更協議の対象とする。ただし、整地費（排水施設を含む）は計上できるものとする。運搬費は処分(受入れ)費を含めた設計額を上限に設計変更する。

（５）残土については以下の書類を提出し処分方法等について変更協議ができることとする。

① 処分地の規制状況の証明（現況地目、土地所有者、土地利用責任者、利用用途、跡地利用計画、法令（森林法・農地法・都市計画法・砂防法等）に従い適正に処理できることを示す書類等）
② 処分地の関係図面（位置図、平面図、計画図、付属施設の構造図等）
③ 運搬ルート図
④ 土地所有者の契約書（搬入前）
⑤ 処分地の現況写真（搬入前）

なお、変更協議が整った際には、以下の書類を提出すること。

⑥ 建設発生土処理報告書（運搬距離・処理費用等）
⑦ 支払い証明書類（処分料の支払い証明ができる書面・領収書等の添付）
⑧ 残土量の計測資料（土量計算書と対比写真）
⑨ 処分地の写真（搬入中・搬入後）

建設廃棄物

建設廃棄物の種類	アスファルト塊	コンクリート塊	木くず
処理方法	リサイクル材		破砕・焼却・埋め立て
参考処理先	廃棄物処理法の許可を得た中間処理業者		
	(株)キトウ	(株)キトウ	
運搬委託者	廃棄物処理法の許可を得た収集運搬業業者		

※想定する処分先であり指定するものではない。

（８）工事支障物件等

ア　確認した埋設管位置が施工上支障となる場合は、速やかに監督員と協議すること。

イ　工事区域上空の架線等について、クレーン等の作業に支障又は近接する場合は、監督員と協議すると共に、電線管理者と協議を行い必要な処理をすること。

（９）排水工関係

ア　工事により発生する濁水については、事業者の責任において処理すること。

イ　但し､アでいう濁水が泥土で産廃扱いになると予測される場合は本特記仕様書｢（７）残土・産業廃棄物関係」により、適切に処理すること。

(10) 関連工事等

橋梁前後の道路は拡幅改修及び電線共同溝整備を予定しており、本事業の完了に併せた開通を目指している。開始時期は未定であるが、工事区間が競合する場合は、工事工程、施工条件等について十分に打合せを行い、工事に支障がないように相互に協力すること。

(11) その他

ア　関係地権者、関係者の了解を得てから工事を引き上げること。

イ　特にアにおいて､民地側施設の復旧､すりつけ等の機能回復工事を施工した場合は、監督員と協議の上、地権者と立会を行いトラブルの生じないようにすること。

ウ　工事着手前に近隣工作物等についてよく調査し、工作物への影響が懸念される場合は監督員と協議の上、事前調査を行うとともに、苦情等があった場合、因果関係等で紛争が起こらぬよう対処すること。

エ　暴力団関係者または同等とみられる者から、不当な要求があった場合は直ちに警察に届け相談すると共に、監督員へ報告すること。

オ　交通誘導員の有無及び必要日数については、監督員と事前に協議を行うこと。その際は配置計画図等の資料も添付すること。

カ　竣工書類提出に併せ電子データを提出することとする。データの種類、提出範囲、提出方法等については監督員と協議すること。

キ　長野市環境方針の循環型社会の構築への取り組みとして、リサイクル促進の観点から長野市溶融スラグ入りコンクリート二次製品利用基準に基づき、溶融スラグ入りコンクリート二次製品の積極的な利用に努めること。

ク　電子納品については、事業者が電子媒体の提出を希望し、市（市の工事担当課）が、これを認めた場合に適用する。

ケ　本工事において、事業者は法定外の労災保険に付さなければならない。事業者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に掲示することとする。

(12) 施工管理基準及び品質管理基準

本工事の施工管理基準及び品質管理基準は長野市建設工事共通仕様書、長野市土木工事施工管理基準による。

(13) 工事カルテ作成・登録

長野市建設工事共通仕様書 土木工事編 第１編共通編 １－１－１－６による。

(14) 長野市公共工事率先実行計画

長野市建設工事共通仕様書 土木工事編 第９編その他編 第１章４節による。

(15) 施工体制台帳の作成及び提出

下請負契約を締結するときは金額に関わらず、施工体系図、施工体制台帳、下請負契約の契約書の写し等必要な書類を提出すること。

(16) 長野市公契約等基本条例に関する事項

ア　長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。

イ　業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。

ウ　（予定価格１億円（税込）以上の場合）長野市公契約等労働環境報告書１部及び施工体系図（共通仕様書に定められたもの）の写し１部を契約後速やかに監督員へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

(17) 週休２日工事

本工事は、週休２日工事の対象工事である。実施に当たっては、長野市週休２日工事実施要領に基づくものとする。

資料１

事業位置図

事業位置
相生橋
妻科遊園地
大字南長野
長野県建築士会
長野県スポーツ協会
長野税務署
大字鶴賀
長野県立大学
（後町キャンパス 象山寮）
長野県信用保証協会
後町保育園
セントラルスクウェア
長野県庁
長野県道路公社
北信教育事務所
長野県職業能力開発協会
長野県交通事故相談所長野本所
鍋屋田駐車場
長野県宅地建物取引業協会
OiGO広場
長野県住宅供給公社
企画課統計担当
上千歳広場
大字平柴
長野県介護福祉士会
大字南長野
大字中御所
石堂の泉公衆トイレ
大字鶴賀
県林業公社
長野県農業信用基金協会
山王小学校
山王保育園
大字小柴見
第五分館
南千歳
長野県後期高齢者医療広域連合
南千歳一丁目
南千歳町公園
大字平柴
小柴見遊園地
南千歳一丁目
長野駅（長野電鉄）
長野駅自転車駐車場
大字中御所
大字南長野
ふれ愛の交差点公衆トイレ
大字小柴見
長野市農業公社
長野県商工会連合会
長野駅善光寺口駐車場
長野駅東口公衆トイレ
長野県観光機構
（信州観光情報センター）
長野駅
日本年金機構
長野南年金事務所
長野駅東口駐車場
漆田川氷門
中御所町四丁目
中御所一丁目
ユメリアバスパーク
大字安茂里
中御所自転車駐車場
中御所二丁目
大字栗田
裾花橋
中御所跨線橋
大字中御所
駅南幹線
北中中央公園
中御所一丁目
中御所町四丁目
長野労働局
ハローワーク長野
大字栗田

資料２

相生橋　全体一般図（既設橋）

改修範囲

平　面　図　S=1:200

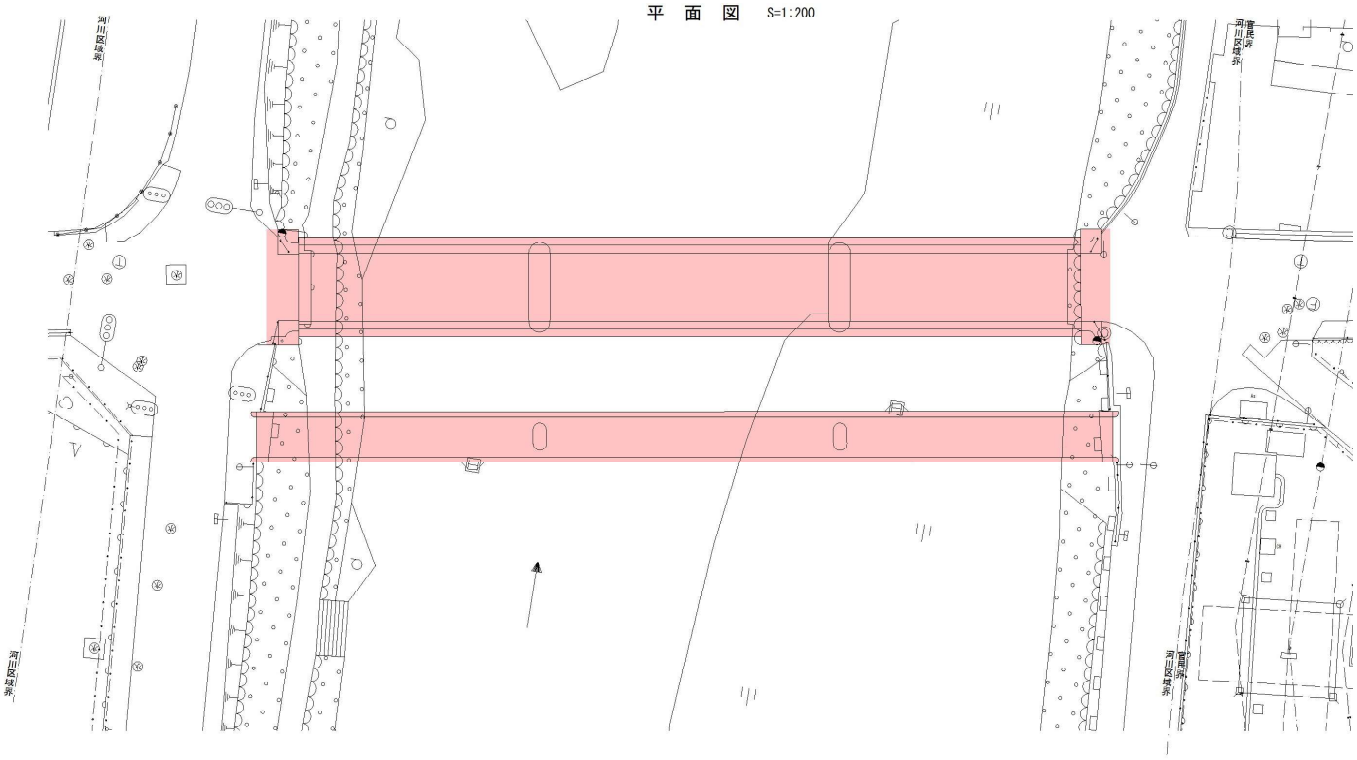

側　面　図　S=1:200

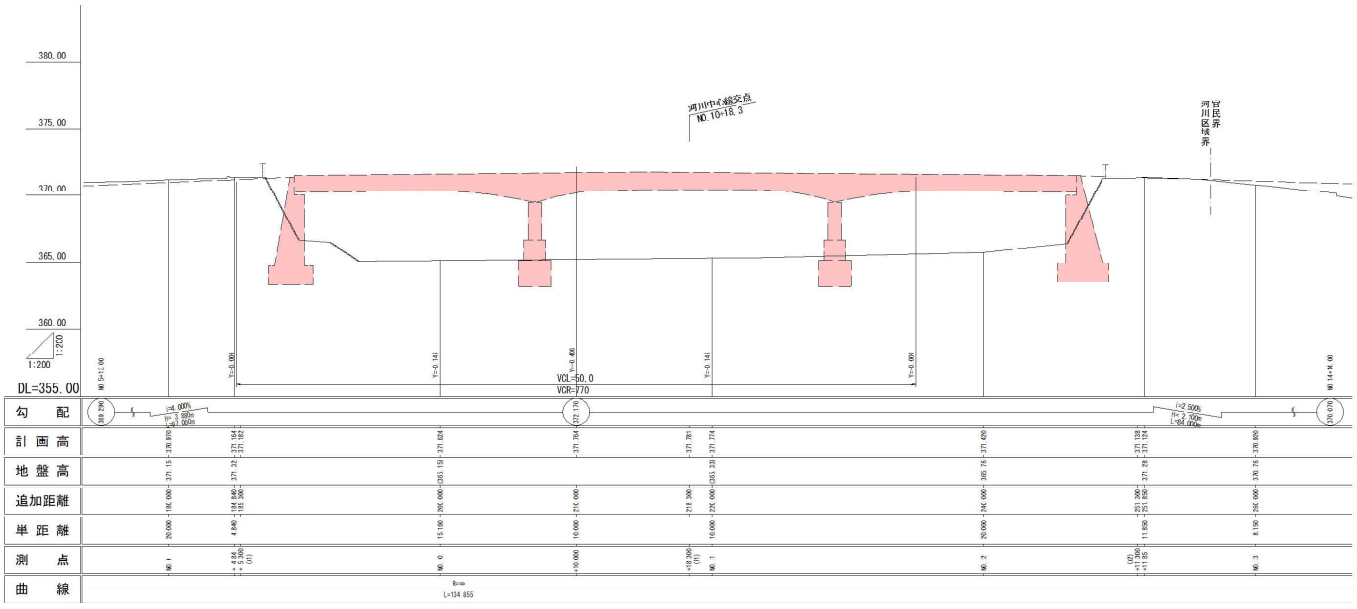

資料３

相生橋　車道橋一般図（既設橋）

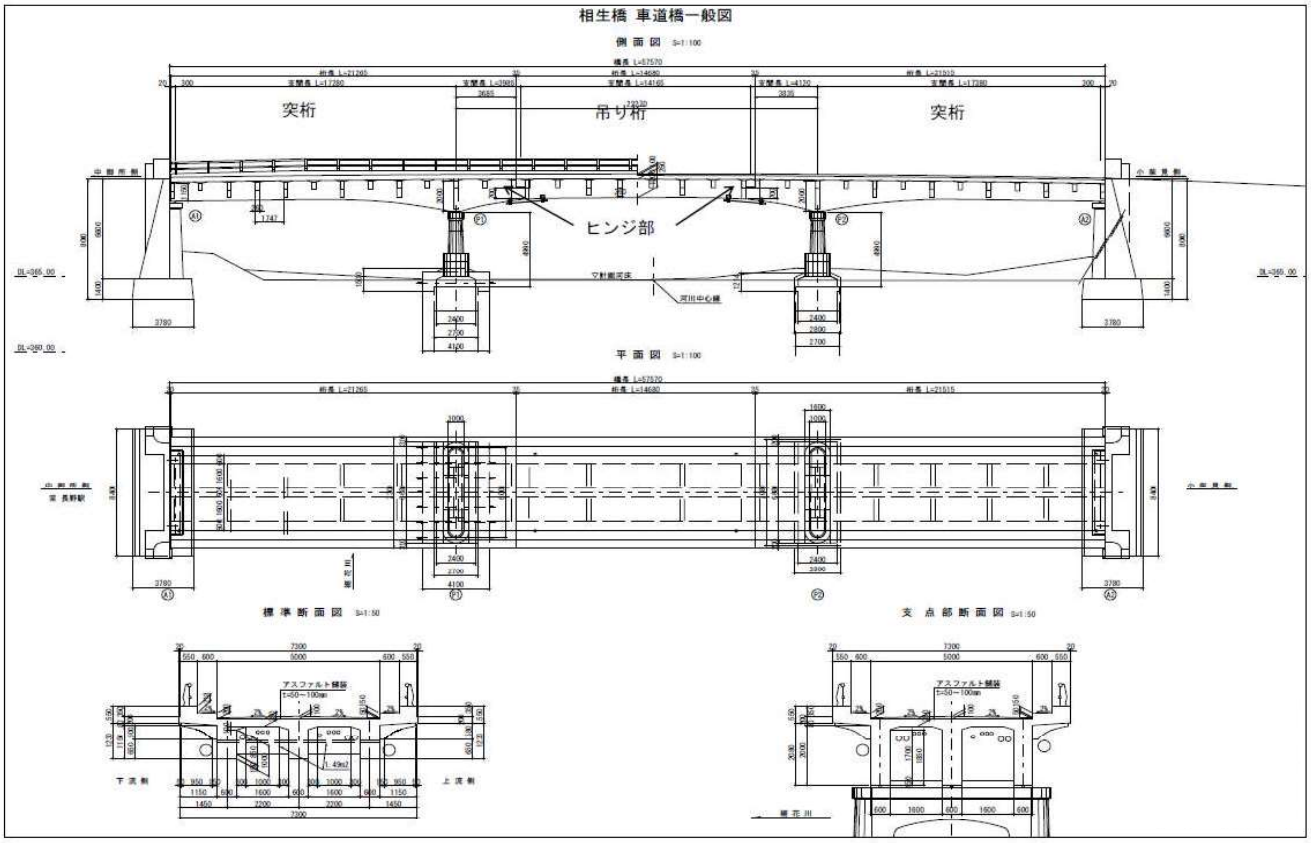
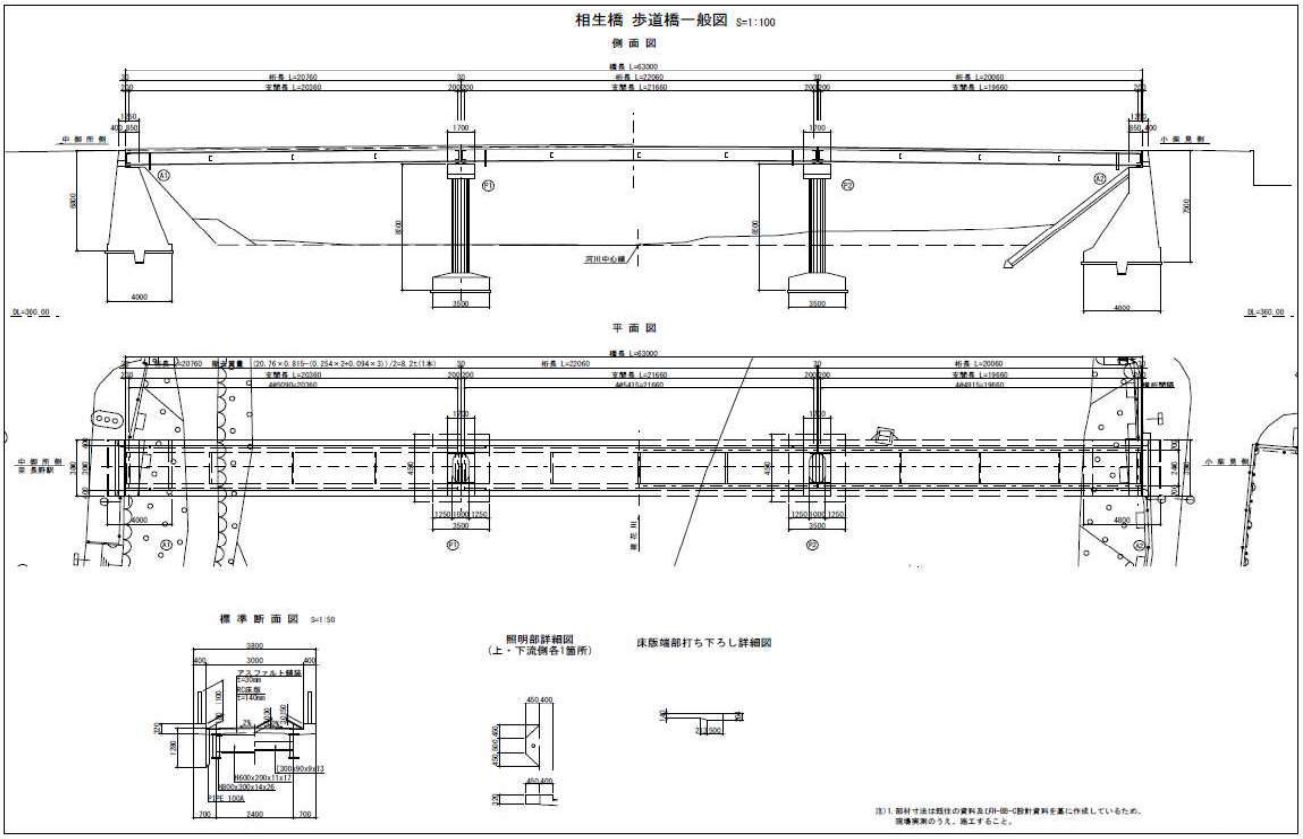
相生橋　歩道橋一般図（既設橋）